

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（令和3（2021）年8月19日号外号）

●在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数削減徹底について【県】

在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数削減
徹底について【県】

本県では、8月20日から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置区域となることから、県の基本的対応方針に基づき、緊急事態措置区域としての新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底的に講じることとし、その中で、事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により出勤者数の7割削減を目指すよう協力要請をしたところではあります。

つきましては、在宅勤務（テレワーク）の更なる活用等による出勤者数削減の徹底について、御協力をお願いいたします。

【栃木県緊急事態措置の概要】

- 区域 栃木県全域
- 期間 令和3（2021）年8月20日（金）
～9月12日（日）

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

その際には、件名に「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信配信停止」と御記載ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225